

○議長（小林哲雄）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより平成26年開成町議会第1回定例会3月会議（第2日目）の会議を開きます。

午前 9時00分 開議

○議長（小林哲雄）

日程第1 一般質問を行います。

質問、答弁は簡潔にお願いいたします。

2番、高橋久志議員、どうぞ。

○2番（高橋久志）

2番議員、高橋久志です。

通告しております一般質問は、今回、2項目を予定しております。1項目目につきましては壇上から、そして2項目は報告のところでやらせていただきたいと思えます。

1点目、小学校調理業務の民間委託は取りやめよ、こういう題でございます。

平成22年4月の開成南小学校開設にあわせて、町は調理業務を東京ケータリング株式会社民間委託を実施しているところでございます。町民の雇用、あるいは災害時の対応で心配である等の町民の声をもとに、民間委託をやめるべきであると常々提言してきたところでございます。昨年12月に、開成小学校にも調理業務の民間委託を平成27年度から導入すると町は表明いたしました。このことは私が常々言っております提言に背を向けて民間委託をする中身になっておりまして、民間委託にこだわっているのか理解ができない。災害対策を重視して民間委託を中止した京都府宇治市や、給食調理員の新規採用を実現している自治体が生まれているところでございます。

学校給食は教育の一環であり、自校方式の給食施設を生かした食育の推進、児童への安全でおいしい給食提供が求められているわけでございます。昨年の9月現在、幼稚園1名、小学校27名、中学校6名に対して、学校給食のアレルギーで町は対応を行っているところでございます。食物アレルギー対策や広域避難所における災害時の対応面で、ぜひとも民間委託をやめるべきだということを申し述べておきたいと思えます。

学校給食事業について、3点を伺います。1点、調理員の民間委託推進の理由と雇用の確保は、2点、災害時における給食が果たす役割と委託契約はどうなっているか、3点、食育の推進と学校給食の食物アレルギーへの対応は万全か。

以上です。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

おはようございます。よろしく申し上げます。

高橋議員のご質問にお答えいたします。

まず一つ目の、調理員の民間委託推進の理由と雇用の確保は、の質問についてお答えいたします。

学校給食は、食糧事情の悪化の中で、育ち盛りの児童に栄養を補給するという目的から始められまして、子どもたちの健康な学校生活と体づくりの上で極めて重要な役割を果たしているというふうに思っております。今日では、学校給食は、子どもたちにとって栄養のバランスのとれた食事内容や食についての衛生管理などを学習し、また、食に関する指導計画の中で生きた教材として活用していくことや、望ましい食生活の形成に関する家庭教育の活性化を図る役割、さらに社会全体として欠乏していると言われているカルシウムなどの栄養摂取を確保する機会を提供するということの機能を果たしているというふうに思います。

このような学校給食の現況の中で小学校の調理業務に民間委託を導入した理由は、国より行政改革の一環で学校給食業務の運営の合理化について以前より指導を受けており、給食の調理を町職員または調理員の派遣業務のいずれかで実施しても、安全で安心でおいしい給食が維持できること、正規職員の雇用は難しく、また非常勤職員確保も難しい状況のもとで、財政面の軽減等を考えると安定的・継続的な給食運営に適しているということです。その他の観点としても、栄養士の業務が給食全般の管理、監督、食育推進に徹することができること、正規職員及び非常勤調理員の人事管理業務がなくなり、事務の軽減が図られること、柔軟な人員配置がしやすいので献立を多様化することができることなどの利点があります。現在、民間委託を導入している開成南小学校においても同様の状況となっており、子どもたちも開成小学校と変わりなく、安全で安心で温かくおいしい給食を、今、給食しております。

二つ目の、災害時における給食が果たす役割と委託契約は、についてお答えします。

開成町では、災害での対応を考慮して、自校方式による調理を行っていることから、町内4カ所の施設により災害時に対応可能な状態としております。人的にも、直営、民間委託ともに変わりなく、対応できるよう体制づくりをしております。また、開成南小学校で行っている給食調理の民間委託契約における業務委託仕様書において、大規模災害時の協力として次のように記載されています。「受託者は、町域に大規模災害が発生し、対象学校が住民等の避難場所として使用され、避難住民等の炊き出しが必要となった場合には協力しなければならない。協力する事項については、別途、教育委員会や町担当部局と協議の上決定する。」としています。

また、平成25年3月に作成された開成町地域防災計画には、炊き出しの実施について次のように記載しております。「給食設備を有する施設について、炊き出し可能かどうか把握し、速やかに炊き出しができるように、連絡調整、指揮に当たる。給食を必要とする自宅残留被災者、代替施設収容者等についても、最寄りの広域避難所で給食する。炊き出しは、原則として、配給対象者、自主防災組織、ボランテ

ィア等が中心となって行い、状況により地域の団体、日赤奉仕団または自衛隊等の協力を得て実施する。」としています。このように、災害時の態勢として準備をしているところでございます。

次に三つ目の食育の推進と学校給食の食物アレルギーへの対応は万全か、という質問についてお答えいたします。

学校における食育の取り組み状況としては、産業振興課と連携しながら、開成町産の里芋、弥一芋を使った弥一芋カレー、弥一芋の吹き寄せを幼稚園、小・中学校の給食で提供しました。当日は、町長を初め生産者、消費者の会などの関係者と交流給食を行いました。地産地消の取り組みとして、これは毎年好評です。幼・小・中・高連携事業として、高等学校でクッキーづくり体験学習、果実の甘さ比べ体験学習を行い、そこに小・中学生が参加し、食や食材に関する関心を高めることができました。

また、開成町の公立学校では全て自校調理方式をとっており、給食センター方式と比較して、食物アレルギーや学校行事に合わせたきめ細かな給食の提供が可能となっています。幼・少・中で情報交換し、受け入れと対応の方法、診断書関係、除去食、養護教諭や病院との連携、保護者対応等について栄養士の中で注意するとともに、さらに先進地の実践を学んでいます。アレルギー対応については、園や学校でそれぞれしっかり対応し、エピペンの研修を実施したりしていますが、課題を整理しながら教育委員会としても体制づくりを進めています。

食育の推進とバランスのとれた栄養補給のために、施設の改善、献立の工夫などを図り、おいしい給食が開成町の全園児、児童・生徒に配膳されるよう、今後とも努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

それでは、再質問いたします。

まず、1点目は民間委託を導入した理由についてでございます。答弁にありましたように、国より、行政改革の一環で学校調理業務の運営の合理化について、以前より指示を受けているという答弁でございました。私は、これを見たときに、国まさしく言いなりの行革推進をやっているというふうに感じてなりません。学校給食は教育の一環であることが重視されていない。教育の一環ということについて、考え方をまず聞かせていただきたいと思えます。

そして、また財政面の軽減のことに触れておりますけれども、今までの町からの報告によりますと、財政面の軽減には、さほどの寄与というのですか、対応が見当たらないと私は思っているところでございます。

こうしたことから、学校の調理業務の行政改革というものはやはり合わないのではないかと、また、やるべきではないというふうに私は思っているところでござい

す。この件についての所見を聞かせてください。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

前半の部分について、お答えします。

学校給食は教育の一環ではないか、まさしくそのとおりです。子どもたちが今、いろいろな意味で食物に限らずものが豊富であって、さまざまなことで、皆さん方から思えば、今の子どもたちはなぜそんなに無駄にするのだとか、さまざまな感想を持たれていると思いますけれども、給食は、そういう意味では、食を大切にするという、学校教育の中でも非常に重点を置いて教育をしている場であります。ですから、それは委託であろうと直営であろうと、給食室を見学すること、そしておばさんたちが働いていること、朝、どんなふうにして食材を洗ったり献立ができていくのかという過程を見ることについては、教育の一環としては何ら委託であっても直営であっても変わらないというふうに考えております。

○議長（小林哲雄）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

議員のご質問の行革絡みの関係でお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど国のというお話がありましたけれども、従前から、従業員等につきましてはパートを活用しなさいですとか民間を活用しなさい、人件費の適正化に努めなさいよというようなものも出てございます。これらを踏まえまして行わせていただいている面もございますけれども、給食の使命といいますのは、まず第一に教育長も申しましたように安全で安心でおいしいものができること。こういうものが委託であっても直営であっても確保できるということの中で始めさせていただきまして、これ、平成18、19年ごろになろうかと思っておりますけれども、今、申されました南小の導入のときに十分に議論させていただいたものかと思っております。

これに基づきますものが22から25の、もうすぐ25年度は終わりますけれども、この間で立証されまして、その立証されたことをもとに、食育の観点からも何ら劣ることはない、むしろプラス面も幾つかあるよ、いろいろあるよということの中で開成小学校の方針を出させていただいたというものでございますので、こうでなければいけないという給食のものは確保しながら、よりよいものができる、また、その一つが財政面でもあるということでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

ちょっと納得しかねますけれども、次の質問に移ります。

調理業務の民間委託は、町民の雇用の確保にならないと私は感じております。開

成南小学校における調理員の民間委託の実態はどうなっているのか、そして、また町民の調理員の採用は何人かおられるのかどうか、この実態について答弁をいただきたい。

○議長（小林哲雄）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

高橋議員のご質問にお答えさせていただきます。

開成南小学校で民間委託をしている給食調理の関係ですけれども、現在9名登録をしております。そのうちの4名が開成町在住の方でいらっしゃいます。そして、4名のうちの1名、こちらの方につきましては正規の職員という形で働かれておりますので、1名正規、アルバイト3名、全体では9名の方といった状態でございます。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

災害時の対応や食育を進める上で直営給食の役割が見直しされ、民間委託の拡大を中止するという自治体が実は生まれております。京都府宇治市は2012年8月の豪雨災害の教訓を生かして、災害時に被災者を救援するために給食調理員の活用、並びに給食室に備えられている大型機器を扱うには専門である市の調理員の知識、技術が必要であるとして民間委託を中止しているわけでございます。また、愛知県豊橋市では、給食調理員の仕事を住民に知らせて共感や支持を広げ、食育の関係もあるかと思っておりますけれども、そういったものを踏まえて直営を堅持し、新規採用を実現しております。

こうしたことから、災害時に本格的に対応するためには、やはり直営の町の職員をきちんと位置づけをしまして、調理業務の民間委託については考え直すことが必要であると私は思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小林哲雄）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

高橋議員のご質問の中で宇治市のお話につきまして、ちょっとこちらのほうでも調べさせていただきましたので、ご報告をさせていただきますと、宇治市につきましては、2000年から順次、委託に切りかえをされてきた経過があるそうでございます。委託の拡大が進んでいない理由というのは、ここのところ、たまたまなのですけれども退職者がいらっしゃらなかった、そういった経過で委託のほうが進んでいないということで、委託をやめるような方針転換はしていないといったところでございました。

あと、実際に台風災害のときに、給食調理のほうを1日だけ発災時に対応されたそうでございます。やはり一番のポイントといたしましては、給食調理室の中には

専門的な機器がいろいろございますので、そういった機器に精通している職員がないといけない。これは議員ご指摘のとおりだとは思いますが、そういった調理員に調理をしてもらうということで、そちらのほうを対応する関係で1日のみの対応になってしまったというようなご報告はございました。

以上、状況報告です。

○議長（小林哲雄）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

すみません。少し補足をさせていただきたいと思います。

先ほど職員の対応のほうがというようなお話があったのですが、私ども町の職員といたしましても、町内に住んでいる者、町外に住んでいる者がおります。災害時には、まず住民のために駆けつけなければいけないわけですが、なかなか交通機関等の関係で来たくても来られないという状況になるかと思えます。これは、どこにおきましても同じことではないのかなというふうに思います。今現在、委託で行っておりますけれども、委託を受けている会社におきましては社会的な使命もございますし、それに増して、先ほど教育長が申しましたように、契約の中で、事業者を募集する中で義務づけをしておりますので、これらに基づきまして業務の遂行はなされるものであるというふうに思います。我々公務員も特に民間企業であるからというようなことは関係なく、こういうものは当然に行われていくものだというふうに認識しております。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

町から京都府宇治市のお話が出ましたけれども、私がつかんでいる情報とちょっと違うのでお話しさせていただきますけれども、2012年の8月に豪雨災害に襲われた宇治市のことが触れられております。ここでは、土砂崩れで孤立する集落が生まれたと。宇治市職員労働組合の関係がございまして、給食調理員は市から要請を受けた翌日、衛生管理や栄養にも配慮した330食の弁当を届けたと。この弁当が余りよくなかったというものがきっかけになったというふうに言われております。宇治市当局は、災害時に市の給食調理員が果たす役割を認め、それまで学校ごとに順次実施していた調理業務の民間委託を中止したというふうに私はつかんでいる。この辺は情報のつかみの問題だと思いますけれども、その点だけ、ちょっと報告させていただきます。

さて、次は、開成南小学校での給食調理の民間委託における業務委託仕様書について伺います。回答では、大規模災害時は協力しなければならないというふうに答弁がございました。協力する事項についての具体的な対応は、別途、教育委員会等と協議すると、こうなっており、契約内容では民間委託におけるデメリットというふうに私は感じざるを得ません。別途協議とは何ぞやということにもかかわります

けれども、具体的な対応を求める必要があると私は考えておりますけれども、これで十分なのかどうか、私は疑問に思ったところがございます。ご答弁をお願いします。

○議長（小林哲雄）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（小野真二）

委託の中で記載させていただいておりますのは議員が申されましたようなことになりまして、給食調理、なぜ委託しているかといいますと、直接的には当該校の子どもに給食を調理するというところでございますけれども、それ以外に、先ほどから申しておりますように、開成町といたしましては四つの学校で自校方式をとっている。ということは、災害時を考慮した中での自校方式というものでございますので、その旨を業者も認識しているというふうに思いますし、認識していないようなところがあれば、当然、これも調整していかなければいけないというふうに思いますけれども、今現在、別途協議するという内容が細かく決まっているという状況ではございませんので、こちら等につきましては、これからまた検討していきたいというふうに考えております。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

協力を求めるというのは、やはり民間委託をしているから、そういう言葉になってくると思うのです。直営だったら、そういう形には教育委員会、町が主体となって対応するわけですから、そこは違うというふうに思っています。そこでは、今後の具体的な関係については別途協議すると。こういうものは、今、現実にやっているわけですから、開成南小学校で、災害時の対応について、しっかりとした指針、あるいは協議をして対応するというのが必要だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

基本的に、災害が起きた場合に広域避難所に指定されたとき、これは学校施設があくまで地域防災計画の中の位置づけになっておりますので、地域防災計画の中で避難所の食はどうするかという。先ほども説明しましたように、給食設備を有する施設については炊き出しが可能かどうかとか、そういう防災計画で決められている内容を、その施設が何をするかというときに、あくまで調理室を使うということが出てくるわけですので。あくまで基本は防災計画の中で位置づけている給食設備を有する施設の役割ということでやっていくことを、委託業者にもきちんと「防災計画で、こういうふうになっていますよ」ということを言っているわけで、細かなことについてはなかなか難しいわけで。

広域避難場所になった場合の初期の食の配膳については、ほかから供給されたものを、そこで避難者に配っていくというのが、まず広域避難所の一つ目の役割だと思います。長期になったときに初めて、給食施設を使って避難者に食を配給しなくてはならない。これは非常に、食材の保留というのは全くありませんので、その辺の食材が入ってくるかどうかとかの細かいことがありますので、要するに、防災計画の中での給食施設の役割ということの中に位置づけているというふうにご理解していただければいいかなと思います。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

学校給食の食物アレルギー対策は、子どもの生命、健康にかかわるだけに保護者の関心も高く、各地の小・中学校は対策に本腰を入れ始めております。平成24年12月に、東京都調布市の市立小学校で食物アレルギーのある児童が給食後に死亡した事故がありました。これらの事故を受けて、文部科学省が全国の公立の小・中学校579校を抽出して、平成25年5月に調査を開始しているところでございます。それによると、原因給食の誤食、間違っただけで食べた、誤食につながりやすいとされている「おかわり」を制限している小・中学校は69.9%になっているというふうに報告されております。また、平成25年12月の食物アレルギーのある公立小学生約4,200人を対象とした文部科学省の調査でも、原因食品を取り除いた給食を提供している児童・生徒が61.1%にとどまっているというふうに報道もされているところでございます。そこで、本当に、アレルギー対策について町は対応するというふうに聞いておりますけれども、万全なのかどうか、今、課題はどんなものがあるのか、聞かせてください。

○議長（小林哲雄）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

報道による八王子の死亡事故というのは、教育界にとって私たちは本当にショックでしたし、危機感を持って対応していかななくてはならないと改めて思った次第です。

アレルギーの問題は、非常に難しい状況があります。年とともにアレルギー食が徐々に消去されていって、通常、今までですと6年生ぐらいになるとアレルギーはなくなっていくというふうに一般的には言われていたのですが、なかなか今は、先般、テレビでもやっていたけれども、アレルギー物質を少しずつ少しずつ与えることによって抗体ができてきて、アレルギー体質が改善されるというようなことを今はやっているわけです。昔は、私たちが育った時代には、卵アレルギーがあったら、卵を少しずつ少しずつ食べていくことによってなくなるというようなことがあったわけですが、今は、やはり保護者が危険を感じて、まずアレルギー物質と診断されたものは一切口に出さないというようなことで進めているので

改善されないというふうに、この間のテレビではやっていましたけれども。

私たちも、ですから、一番最初は入学者の説明会の日にアレルギー体質を持ってアレルギー物質があるというお子さんをお持ちの保護者と個別面談をしまして、カードを作成するわけですけれども、具体的には、やはり医者からの診断書によって物質が設定されているもの以外は学校では非常に扱いにくいということで、保護者に協力を依頼しているわけですけれども。

現在、先ほどお話ししましたように、町内には約33名ほど、差はたくさんあるのですけれどもアレルギー物質があるという子どもがいるわけですけれども、その中で南小学校の2名は非常にアレルギー物質が多い。ですから、対応は、除去食をしながら、エピペンも学校に常備して、いざというときには打てるようにという子どもが1人いるのです。ですから、そのことについて具体的に先生方と研修を深めながら、個別対応になりますけれども、その子の場合、どうなのかということについては、本当に具体的に、毎日。保護者の説明によると、運動した後とか、その日のコンディションによっても非常に違うのだということで、対応が難しいわけですけれども、今のところ情報を密にしながら、その子については安全を確保しているわけですけれども。

先ほど言いましたように、除去食につきましても、誤食を起こさないためにパックにしまして、おかわりも一切しないという形で今は進めています。ですから、対応マニュアルといたしましても、その子その子みんな違うわけで、一般的にどうするかというようなことについては研修の中で詰めていますけれども、なかなかマニュアルをつくるということについては、一般論だけであって、この子に対してどうするかということについては非常に難しいという現実を、ぜひご理解していただきたいというふうに思います。ただ、学校としては、絶対にあってはいけないという、そこだけは全員共通理解をしながら研修に努めているというのが現状です。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

私のほうから、一つ提案をしておきたい点がございます。災害が起きた場合、アレルギーの児童・生徒をどう対応するかは、非常に大事だと私も思っております。食物アレルギーのある子どもが災害時に着用するビブスカラーゼッケンを藤沢市のNPO法人が考案したと。こういうジャケットで、私はアレルギーの関係ですと。こういった先進地の対応、これもぜひ研究していただけてみてはどうかという提言だけしておきたいと思っております。

それで、2項目に入らせていただきます。2項目、子宮頸がんワクチン接種とノロウイルス対策はこの件でございます。

子宮頸がんワクチン接種は平成22年度から開始をしており、平成25年4月からは予防接種法の改正により定期接種と現在になっているわけでございます。推定で337万人の子宮頸がんワクチン接種で、全国で1,017人に奇特な副作用が発

生していると報道もされているところでございます。子宮頸がんワクチン接種後に体の痛みなどを訴える女子児童・生徒が相次いだため、昨年の6月に厚生労働省は積極的な接種の奨励を中止しております。今年の1月に厚生労働省の専門部会は、接種再開の方向で検討を始めたというふうに言われております。報告症例について、心身の反応との見解を示しております。副作用に苦しみ続ける児童・生徒の保護者からは、「再開ありきで議論が進んでおり納得できない」との声も報道されております。町の子宮頸がんワクチン接種の実施状況と今後の対応策について伺います。

また、現在、ノロウイルスによる被害が全国的に広がっているところでございます。神奈川県はノロウイルス食中毒警戒警報を発令しており、期間は平成25年12月9日から平成26年3月31日としているところでございます。町は、広報紙やインターネットのホームページでノロウイルス感染の予防を呼びかけております。

今年の1月中旬に、町内にある老人保健施設でノロウイルス感染者6名が出ております。1月の中旬の段階で、そういうことを把握しているところでございます。施設から足柄上保健福祉事務所に通報があり、足柄保健福祉事務所で指導しているが、重症者、危篤者はいないというふうに聞いております。町が把握していなかったことは、通報や連絡体制に不備があり、施設、足柄上保健福祉事務所、町が共通認識でノロウイルス感染対策に取り組むことが本当に求められているのではないのでしょうか。感染の予防対策面から、このことについてはやはり公表すべきであると私は考えております。町の所見を伺います。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、高橋議員の質問にお答えします。

最初の子宮頸がんワクチンの接種の実施状況と今後の対応策について。

子宮頸がんワクチンの接種については、平成22年度に国の補正予算により子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業として都道府県に基金が設置をされ、市町村を実施主体として、子宮頸がんワクチン接種について公費助成が開始されました。平成25年4月からは、予防接種法の改正により定期接種に位置づけられました。

開成町では、近隣や国の動きを踏まえ、子宮頸がんワクチンを任意の予防接種として平成22年度から開始をしております。中学1年生から高校1年生を対象に、接種回数は約6カ月の期間に3回接種をします。接種状況は、平成22年度は延べ103件で、そのうち1回目接種者は60件、23年度は延べ689件で、そのうち1回目接種者は212件、24年度は延べ248件で、そのうち1回目接種者は81件でした。平成25年度からは定期接種となり、対象も小学校6年生から高校1年生までとなりました。平成25年6月14日より積極的な接種奨励が差し控えられておりますが、平成25年度の12月までの実績は51件で、そのうち1回目の接種者は25件、いずれも積極的な接種奨励が差し控えられる以前に接種をしております。その後、積極的な接種奨励が差し控えられてからも、2回目以降に接種

する方が月に数件、接種している状況であります。

また、開成町の現在の子宮頸がんワクチン接種の3回まで終了した方の割合は、高校2年生が89%、高校1年生が92%、中学3年生が84%、中学2年生が82%となっており、かなりの割合で3回終了している状況となっております。その後、子宮頸がんワクチンを接種した児童に疼痛、運動障害を初めとする多彩な症状が発生していることがわかり、厚生労働省は平成25年6月14日に接種勧奨を中止する旨の勧告を出しております。「ワクチン接種の有効性との比較の中で、定期接種を中止するほどリスクが高いとは言えない。しかしワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が接種後に見られたことから、この副反応の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間は定期接種を積極的に勧奨すべきではない。」との方針が出されております。

厚生労働省の審議会において、子宮頸がんワクチンの接種勧奨の再開の是非について、検討が重ねられてきました。今年1月20日の会合で、子宮頸がんワクチン接種後に発生している疼痛の刺激については、不安を引き起こした「心身の反応」であるとし、接種後1カ月以上経過して発症した症例は接種との因果関係が乏しいなどとする結論をまとめております。今後、国は報告書(案)を取りまとめ、積極的な接種勧奨の再開の是非について、改めて審議をするということになっております。

開成町として今後の方向性としては、定期接種化された予防接種であることから、国の方向性に準じて対応をしていきたいと思っております。また、国は今後、継続して積極的な接種勧奨の再開の是非について審議することになっているため、町としては今後の国の動向に注視し、適切な対応を図っていきます。

次に、ノロウイルス対策についてお答えをいたします。

社会福祉施設における感染症に対しては、平成17年2月22日付厚生労働省通知で、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の中で規定がされております。その中で感染症等の発生時において迅速で適切な対応が求められ、衛生管理の強化を図るとともに、市町村等の社会福祉施設等、主管部局への報告と保健所へ報告することを規定されております。行政への報告について、施設長は迅速に市町村等への高齢者施設主管部局に報告することと保健所に報告し指示を求めることとなっております。報告が必要な場合としては、重篤者が1週間以内に2名以上発生した場合、または10名以上または全利用者の半数以上発生した場合、または通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合となっております。

この通知は、平成17年、広島県で起きたノロウイルスの集団発生を受けて、高齢者、乳幼児、障害者等が集団で生活する、または利用する精神や障害者施設、児童施設や生活保護施設、老人保健施設や特別養護老人ホームなどの介護老人保健施設等の社会福祉施設において感染症などの発生時における迅速で適切な対応が特に求められ、周知徹底を図るためのもので罰則規定などは設けられておりません。

今回の町内における、ある老人保健施設におけるノロウイルスの発生に関しては、患者数が10名以上となった時点で、施設側は迅速に足柄上保健福祉事務所に報告したものの、町への報告が徹底されておられませんでした。今回の件に関して、開成町は町民からの連絡により情報把握することとなりましたが、老人保健施設に対しては、厚生労働省通知の周知徹底を図っております。

今後は、再度、足柄上保健福祉事務所と連携して、厚生労働省通知「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」と介護保険施設に関しては「高齢者介護施設における感染症対策マニュアル（平成25年3月）」の周知徹底を図っていきたいと思っております。

その一つとして、足柄上保健福祉事務所が毎年秋に実施している、社会福祉施設等を対象としている冬の「ウイルス対策講演会」で、行政機関への報告の徹底を図っていきます。毎年、介護保険事業所や老人保健施設、グループホーム、ヘルパー事業所等が研修会に参加しており、その中でも再度、周知徹底を図っていきます。また、介護保険施設に対しては、足柄上保健福祉事務所と協力して定期的に事業者指導を実施していきます。その際に事業者に対して、「感染症マニュアル」の作成を確認しておりますが、今後は行政機関への対応や危機管理体制等の内容の確認について、再度徹底を図っていきます。

公表に関しては、「感染症の予防及び感染者の患者に対する医療に関する法律」の第16条に情報の公開の規定があります。「厚生労働大臣及び都道府県知事は、感染症に関する情報について分析を行い、感染症の発生の状況や動向、感染症の予防及び治療に必要な情報を適切な方法で積極的に公表しなければならない。」としております。情報の公開については、国や県の役割であり、県の規定等で定められているもので、ノロウイルスは急性胃腸炎として5類疾病に位置づけられておりますが、今回の件については公表の規定に当てはまりません。

開成町としては、今後、社会福祉施設の感染症対策について体制整備に努めるとともに、足柄上保健福祉事務所と情報共有をしながら感染症の発生予防と蔓延予防に努めていきたいと思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

それでは、再質問いたします。

子宮頸がんワクチン接種による副作用に関するアンケートを実施している自治体がございます。神奈川県においては鎌倉市、大和市、茅ヶ崎市というふうに私はつかんでいるところでございます。茅ヶ崎市は、昨年12月に実施した結果を今年の2月13日からホームページで公開をしているところでございます。この中身は、回答した小・中・高生2,382人のうち、体調に変化があったと答えたのは921人で38.7%、うち15人が現在も続いていると回答が寄せられているわけで

ございます。

そこでお尋ねいたしますが、開成町でも子宮頸がん予防接種をされた方を対象にアンケート調査をしたらどうか。実態をきちんと把握する必要があるというふうに私は思うのですけれども、その辺の考え方を聞かせていただきたいのと、町はどのような形で副作用についての情報把握を行っているか、あわせて答弁をいただきたい。

○議長（小林哲雄）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

では、お答えします。

鎌倉、大和、茅ヶ崎がアンケート調査をしているというところは、新聞報道で承知しているところではございます。ただ、今現在の時点では、アンケート調査については実施をしていない状況でございます。22年度から、任意接種のときから今現在までというところで3年ちょっとやってきているわけでございますけれども、特に住民の方から今回の予防接種を受けた後の状況について相談があったりとか、医師会のほうからも、そういう相談があったかというような内容のものについては、どなたも相談を受けた状況ではないというところで、今現在、アンケート調査をするというところは、また今後の国の状況も見ながら検討していければというふうに思っております。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

今、課長からのお話ですと、開成町においては重篤者、副作用で、そういう方はないということで、私としてもちょっと安心するところではございますけれども、いずれにしろ、先ほど茅ヶ崎市の例もお話いたしましたけれども、やはり、そこでは30何%という状況もありますので、状況を把握の上でアンケートがどうしても必要だという場合については、速やかに実施されたほうがいいのではないかと私は思っております。

そこで、もう一つ、国と副作用を患った方の意見の相違が国においては起きているという形がございます。見解が違うということでございます。厚生労働省は、副作用はワクチン成分が原因ではなく、接種時の痛みが心身の反応等を引き起こしたと。一方、被害を訴える家族らからは、ワクチンの廃止と治療方法の確立を求められていると。WHO、世界保健機構では、「ワクチンの安全性を再確認した。」（2014年2月14日）、こういうふうに発表もされていると。子宮頸がんの副作用に対し警鐘を鳴らす医学者あるいは研究者のグループは、「ワクチンによって脳にダメージを与えられた可能性が高い。」と。したがって、科学的な見地、根拠に乏しいということで、今、厚生省と患者関係、保護者を含めて、いろいろ出ていると。

そこで、先ほど課長からもお話がありましたけれども、国の動向を踏まえながら

今後については対処するという答弁がございましたけれども、今現在、子宮頸がんの予防接種は中止をしているわけですけれども、これは引き続き保護者を含めてその旨の話をきちんとされていると、保護者には申し渡しているということで理解していいのかどうか、お聞かせ願いたい。

○議長（小林哲雄）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

お答えします。

国は6月に、積極的勧奨については差し控えるという方向性を出しています。その中では、あくまでも定期接種を中止するというのではなくて、積極的な勧奨を差し控えるという、ちょっとわかりづらい表現で国は示しているものでございます。それを受けて、あくまでも定期接種は中止ではないという国のスタンスのもとに、うちの町のホームページや広報等でも、積極的勧奨は差し控えるということで医師会等にも通じて情報提供をさせていただいています。

今年度、町長答弁の中にもございましたように、12月まで受けられた方が51人で、6月に積極的接種を差し控えるという情報が出てからも、さすがに初回に受けるという方はどなたもいらっしゃらないのですけれども、2回目、3回目の方が接種している状況がずっと続いておりまして、一月3件から5件の接種する方がいらっしゃるというところで結果が戻ってきております。それに関しては、医師会等を通じても、あと保護者の方に、一般の方の情報提供というような形でPRをして、積極的接種は差し控えるという方向性のもとに医師との調整の中で保護者の判断で接種しているという状況ですので、現実的には、全く受けていないかということ、そうではないような状況が現在も続いているというところではあります。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

では、次に、ノロウイルス関係について再質問いたします。

町内にある老人保健福祉でのノロウイルス患者数、1月の中旬現在は6名というふうに把握していたのですが、回答の中では10名を超したような状況ではないかというふうに察するわけですけれども、実態はどういう形で、その後、町に報告されているのか、明らかにしていただきたい。

それと、また患者の状況については重篤者がいないというのですけれども、その辺は、改めてお聞きしますけれども、大丈夫なのでしょうか。

○議長（小林哲雄）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

では、ノロウイルスの状況ということで、お話をさせていただきます。

まず、発症が起きたのが、1月12日に3人ということで報告を受けております。

その後、1月14日に10人以上になって、患者数としては12人になったということで聞いております。先ほど町長答弁の中にありましたように、施設長は、重篤者が1週間以内に2名以上発生した場合、または10名以上、患者さんが発生した場合ということで、10名以上に当てはまりますので、その時点で老人保健施設側は保健福祉事務所に報告をしております。保健福祉事務所としては、連絡を受けた時点で施設のほうに出向いて、感染症予防の徹底等を図っております。

町が把握をしましたのは、それから6日後になっております。町民からの情報により町が把握したというような状況になってございます。その時点で保健福祉事務所に確認をさせていただいたことと、あと厚生労働省の通知の中で市町村に対しても報告が必要だというところを、施設側のほうにお話をさせていただいております。結果的に、1月14日からは施設のほうで面会制限というような形がとられておまして、2月10日に中間報告ということで利用者さんの家族に対して報告をさせていただいて、最終的には2月19日に終息宣言というような形になっております。

あと、重篤者がいたかどうかというところでございますけれども、議員の把握しているとおりで、重篤者はいらっしやらないというような状況です。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

わかりました。

老人保健施設の家族に対して、施設側がきっちりと連絡とか情報提供がされていないという、そんな話を私は聞いたわけでございます。やはり老人福祉施設ですから、保護者とか、あるいは家族に的確な報告をして、と同時にノロウイルスの予防対策に努めなくてはならないというふうに私は感じております。そこでは、行政側の喚起もお話でございましたけれども、感染の予防対策の面から、こういった施設、開成町にもいろいろな施設がございますけれども、老人関係の施設がありますけれども、こうしたノロウイルスが発症したことをきちんと指導して予防につなげていくと、こういった厳しさが私は求められているのではないかとということで、今回の事例を教訓にしてもらいたいと思っております。そこで、回答の中で厚生労働省通知の周知徹底がされていない、この辺はしっかりと対応すべき課題だと思いますけれども、何か、これについて答弁をいただければ。最後に、お願いいたします。

○議長（小林哲雄）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

まさに、今、議員のおっしゃったとおり、平成17年に厚生労働省通知が出ているわけですから、それに基づいて。今回は、対応的には遅れましたけれども、その後、しっかり施設については指導したということで私どもは認識しています。今後につきましても、通常の研修会、また施設に県と一緒にそこは指導に行くケースが

あるわけですから、そういった面も含めてきっちりとした指導をしていきたいと、
そのように考えております。

以上でございます。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

これで質問を終わります。